

(仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度(案)について

これまで生駒市では市民活動団体の支援として、「生駒市まちづくり活動支援事業」にて、団体が提案する公益活動に対して補助金を交付し、支援をしてきましたが、より一層市民の皆さんの声を反映させながら市民活動団体を支援していくために、「(仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」の検討を行っております。

◆制度の目的

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが、自分が支援したい事業を選択することで市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。また、市民活動団体においても市民の皆さまから支えられているということで、活動の透明性がこれまで以上に求められ、責任感をもって活動に取り組むことが求められてきます。

現時点では選択する側の市民の方々も、将来的には選択を受ける側になっていただけるように市民活動の促進を図っていきたいと考えています。

この制度は、平成17年度に日本で初めて市川市で取り入れられて以来、全国の市町村のうち6市町村で実施されています。

◆制度のポイント

市民の皆さんの意思を直接反映させ、市民活動団体を支援する制度です

1. 生駒市が、市民活動団体が実施する事業(※1)に支援金(補助金)を交付します。
2. 18歳以上のすべての市民(※2)が、支援したい市民活動団体の事業を選択できます。
※1：この制度に対して、団体が申請した事業が対象になります。
※2：選択を届け出る年の1月1日現在、生駒市の住民基本台帳に記載されているか、外国人登録原票に登録されている18歳以上の方が対象となります。
3. 市民の選択結果に応じて、市民活動団体へ支援金額が交付されます。

◆支援金の交付申請をすることができる団体

支援金の交付を受けることのできる団体(以下、公益活動団体)は、ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人その他の非営利活動を行う団体であって、福祉、環境、文化、国際交流、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動をしていて、次の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 市内において、年間を通じた公益活動を行い、又は行う意思のある団体であること。
ただし、会員向けの互助活動をのみを行う団体は除く
- (2) 公益活動は、公共性、社会性があり、政治的、宗教的、営利的(収益を会員に分配する)目的がないこと
- (3) 生駒市内に活動拠点を有し、会則(規約)あるいは定款など、会のきまりがあり、かつ代表者が明確で、団体の活動内容を公表できること
- (4) 団体構成員が5名以上で、過半数が市内在住、在勤または在学者であること
- (5) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。

◆交付申請ができる事業

- (1) 市内において実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他社会貢献に係る分野であること。(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動に係る分野)
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 主として市民を対象とすること。
- (5) 当該市民活動の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 交付を受けようとする年度に生駒市から別の補助金の交付を受けていないことなど。

◆対象経費

- (1) 申請事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。
- (2) 団体の管理運営費は対象外となります。
- (3) 領収書等がなく用途不明な経費は対象外となります。
- (4) 補助額は、申請事業の実施に係る対象経費の額の2分の1で、かつ、上限を設ける予定です。

◆支援対象団体の市民の選択方法

- ◎18歳以上の市民は、一定金額の権利を持って、支援したい団体を選択できる。
- ◎特定の団体を選択希望しない場合や団体の申請額を越えた支援額は、基金に積み立てることができる。
- ◎選択の届出を行う年度の6月1日時点の個人市民税に係る調定額の1%相当額を同日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を「市民一人当たりの支援額」として18歳以上の市民に選択してもらう。

◆市民一人当たりの支援額(平成22年度個人市民税より算出した場合)

<例えば>

平成22年6月1日時点の個人市民税の総額の1%相当額

↓

約 80,000,000 円 ÷ 約 100,000 人 = 800 円 ← 「市民一人当たりの支援額」

↓

平成22年6月1日現在の18歳以上の市民の人口

◆制度の流れ

